大阪学院大学
大阪学院大学短期大学部

感 染 症 罹 患 報 告

医療機関を受診した結果、学校保健安全法に定められた学校感染症と診断され、療養したことを報告します。

学籍番号		氏　　名	

感染症名（該当欄に☒印をつけてください）

Check	病　　名		学校保健安全法施行規則に基づいて出席停止の基準
☐	第 1 種感染症【　　】		治癒するまで
☐	第2種感染症	新型コロナウイルス感染症	発症後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで
☐		インフルエンザ	発症後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで
☐		百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5 日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
☐		麻しん（はしか）	解熱後 3 日を経過するまで
☐		流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
☐		風しん（三日はしか）	発疹が消失するまで
☐		水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
☐		咽頭結膜熱	主要症状が消失した後 2 日を経過するまで
☐		結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
☐		髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
☐	第 3 種感染症【　　】		症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで

受　診　日　：　　年　　月　　日
登校停止期間：　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日
登 校 許 可 日：　　年　　月　　日

上記の学生は、疾病が軽快し、登校しても支障がないことを確認いたしました。

保健センター　受付印

※本状を保健センターに提出する際は、医療機関の領収書・処方箋・検査結果等、受診の確認ができる書類のコピー（いずれか一部）を添付してください。